

宮崎市資源物集団回収推進事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、資源物の集団回収活動を定期的実施する団体に対して集団回収報償金（以下「報償金」という。）を交付することにより、ごみの減量化やリサイクルに関する意識の向上を図るとともに、各団体の活発な活動を通じ地域コミュニティの活性化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 資源物 宮崎市廃棄物の適正処理、減量化及び資源化等に関する条例（平成5年条例第28号。以下「条例」という。）第2条第2項第5号に定める生活系廃棄物のうち、別表1の品目の欄に掲げるものをいう。
- (2) 集団回収活動 条例第2条第2項第10号に定める活動をいう。
- (3) 集団回収登録団体 条例第2条第2項第11号に定める団体であって、市民で組織する営利を目的としない市民団体で、この要綱の定めるところにより登録を受けた団体をいう。
- (4) 回収事業者 資源物の回収を業とする者をいう。
- (5) 資源物回収登録事業者 条例第2条第2項第12号に定める者であってこの要綱の定めるところにより登録を受けたものをいう。
- (6) 集積所 条例第2条第2項第13号に定める生活系廃棄物の排出場所をいう。
- (7) 資源物集積場所 集団回収登録団体が集団回収活動により回収した資源物を集積する場所で市長に届け出た場所をいう。

(団体の登録等)

第3条 集団回収登録団体（以下「登録団体」という。）の対象団体は、次に掲げる市民で組織する団体とする。

- (1) 自治会
 - (2) P T A及び子ども会
 - (3) 高齢者団体
 - (4) 婦人会
 - (5) その他営利を目的としない団体で市長が認める者
- 2 前項に規定する団体で、登録を受けようとする団体は、宮崎市資源物集団回収団体登録申込書（様式第1号）を市長に提出し、登録を受けなければならない。
- 3 前項の規定により登録を受けた登録団体は、次の各号のいずれかに該当する場合には宮崎市資源物集団回収登録団体（登録事項変更・廃止）届（様式第2号）を速やかに市長に提出しなければならない。
- (1) 登録内容に変更があったとき。
 - (2) 集団回収活動をやめたとき。

(回収事業者の登録等)

第4条 資源物回収登録事業者（以下「登録事業者」という。）として登録を受けようとする者は、宮崎市資源物回収事業者登録申込書（様式第3号）を市長に提出し、登録を受けなければならない。

- 2 登録事業者として登録を受けようとする者は、次の要件を満たさなければならない。

- (1) 市内で事業を営む資源物回収の業者
 - (2) 市税（市県民税（法人にあっては法人市民税）、事業所税、固定資産税及び軽自動車税）の滞納のない者
 - (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に違反したことがない者
 - (4) 条例に違反したことがない者
- 3 第1項の規定により登録を受けた登録事業者は次の各号のいずれかに該当する場合には速やかに市長に届け出なければならない。
- (1) 廃業したとき。
 - (2) 名称、住所及び代表者名等重要な変更があったとき。

（登録事業者の責務）

第5条 登録事業者は、次に掲げる事業を行い、円滑な資源物回収に努めなければならない。

- (1) 回収された全ての資源物は、自らの責任において処理し、環境美化に努め、近隣住民に迷惑をかけないように、速やかに再資源化を図ること。
- (2) 回収した資源物は、別表1の品目の欄に掲げる品目別に計量し、資源物を引き取った証明書（以下「証明書」という。）を登録団体に発行すること。
- (3) 回収代金は、速やかに登録団体に支払うこと。

（登録事業者の取消し）

第6条 市長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申込みによって登録を受けた場合
- (2) 前条に規定する事業を全うしなかった場合
- (3) その他不相当と認められる事実があった場合

（回収方法及び報償金の額）

第7条 登録団体は、資源物を回収したときは、資源物集積場所に集積し、又は登録事業者に直接搬入し、当該資源物を登録事業者に引き渡すものとする。

- 2 登録事業者は前項の規定により資源物を引き取る際は登録団体に証明書を発行しなければならない。
- 3 第1項の資源物集積場所は、原則として集積所以外の場所とし、登録団体ごとに1個所とする。ただし、市長が特に認めた場合はこの限りではない。
- 4 報償金の額は、第1項の規定により引き渡した資源物の量に別表1に定めた報償金単価を乗じて得た額（算定した額に1円未満の端数がある場合はその端数を切り捨てるものとする。）とする。
- 5 前項の引き渡した資源物の量は、次の各号に定めるところにより算出する。
 - (1) 重量により取引されている資源物は、証明書に記載されている重量とする。
 - (2) 重量以外で取引されている資源物は、証明書に記載されている数量をもとに、別表2に定める重量等換算基準により算出する重量（家庭用廃食用油（以下「廃食用油」という。）については体積）とする。

（廃食用油の回収基準）

第7条の2 廃食用油の登録団体は、家庭から排出される植物性の廃食用油以外のものが混入しないように努めなければならない。

2 登録団体が引き渡そうとする廃食用油に家庭から排出される植物性の廃食用油以外のものの混入が明らかになった場合には、廃食用油の登録事業者は、回収を拒否することができる。

(報償金の申込み)

第8条 登録団体は、報償金の交付を受けようとするときは、宮崎市資源物集団回収報償金交付申込書(様式第4号)に証明書を添付のうえ、次の各号に掲げる期間(その末日が宮崎市の休日を定める条例(平成2年条例第26号)第1条第1項に定める市の休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日)に市長に申し込むものとする。

ただし、期間中に証明書が発行されないとき、その他市長が特別な理由があると認めるときは、期間を経過した後も当該期間の属する会計年度内に限り申し込むことができる。

- | | |
|-------------------|----------------|
| (1) 3月から5月までの回収分 | 6月1日から同月25日まで |
| (2) 6月から8月までの回収分 | 9月1日から同月25日まで |
| (3) 9月から11月までの回収分 | 12月1日から同月25日まで |
| (4) 12月から2月までの回収分 | 3月1日から同月25日まで |

(廃食用油に係る報償金の申込み)

第8条の2 前条の規定にかかわらず、廃食用油の登録団体は、報償金の交付を受けようとするときは、3月1日から翌年2月末日までに回収した廃食用油の報償金を3月25日(その日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日)までに、宮崎市資源物(家庭用廃食用油)集団回収報償金交付申込書(様式第5号)に必要書類を添付して市長に申し込むものとする。

ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、期間を経過した後も当該期間の属する会計年度内に限り申し込むことができる。

(報償金の交付)

第9条 市長は、第8条及び前条の申込みがあったときは、内容を審査し、報償金を交付することが適当と認めたときは、適当と認めた日から30日以内に報償金を交付しなければならない。

ただし、第8条及び前条に規定する期間を経過した後に申込みがあったときは、この限りではない。

(関係書類の提出等)

第10条 市長は、必要と認めるときは、報償金の交付を受けた登録団体に対して帳簿その他関係書類の提出又は報告を求め調査することができる。

(報償金の返還等)

第11条 市長は、第9条の報償金の交付を受けた登録団体が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録団体の登録を取り消し、報償金の全部又は一部の返還を求めることができる。

- (1) 報償金の申込みに関し不正があると認められる場合
- (2) 前条の関係書類の提出又は報告の求めに応じない場合
- (3) その他不適当と認められる事実があった場合

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
(宮崎市有価物回収推進事業報償金交付要綱の廃止)
- 2 宮崎市有価物回収推進事業報償金交付要綱(昭和57年3月定め)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
(宮崎市家庭用廃食用油リサイクル推進事業報償金交付要綱の廃止)
- 2 宮崎市家庭用廃食用油リサイクル推進事業報償金交付要綱(平成14年5月定め)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の宮崎市資源物集団回収推進事業実施要綱別表1の規定は、令和2年3月回収分から適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行し、同年3月から5月までの回収分から適用する。

別表1 品目別報償金単価表

品 目		単位	報償金単価	
古紙		1 kg当り	6 円	
缶	(アルミ)	1 kg当り	4 円	
	(スチール)	1 kg当り	4 円	
ガラスびん	一升びん	(茶)	1 kg当り	4 円
		(グリーン)	1 kg当り	4 円
	ビールびん	(ジャイアント)	1 kg当り	4 円
		(大)	1 kg当り	4 円
		(中)	1 kg当り	4 円
		(上記以外)	1 kg当り	4 円
	ジュース類	(180 cc以上)	1 kg当り	4 円
家庭用廃食用油(植物性の物に限る)		1ℓ当り	30 円	

別表2 品目別重量等換算基準表

品 目		単位	重量等換算基準	
ガラスびん	一升びん	(茶、グリーン)	1本当り	1.10 kg
	ビールびん	(ジャイアント)	1本当り	1.22 kg
		(大)	1本当り	0.77 kg
		(中)	1本当り	0.62 kg
		(その他)	1本当り	0.40 kg
	ジュース類	(180 cc以上)	1本当り	0.40 kg
家庭用廃食用油		重量を0.89で除した容量		